

令和4年第3回

長万部町議会臨時会会議録

令和 4年 5月13日 開会

令和 4年 5月13日 閉会

長 万 部 町 議 会

目 次

令和 4 年 5 月 1 3 日（金曜日）第 1 号

○招集年月日 -----	1 頁
○招集の場所 -----	1 頁
○開 議 日 時 -----	1 頁
○応 招 議 員 -----	1 頁
○不応招議員 -----	1 頁
○出 席 議 員 -----	1 頁
○欠 席 議 員 -----	1 頁
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 -----	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名 -----	1 頁
○議 事 日 程 -----	2 頁
○開会・開議宣告・議事日程 -----	3 頁
○諸般の報告 -----	3 頁
○会議録署名議員の指名 -----	3 頁
○会期の決定 -----	3 頁
○承認第 1 号 専決処分の承認について （長万部町税条例等の一部を改正する条例） -----	3 頁
○承認第 2 号 専決処分の承認について （令和 3 年度長万部町一般会計補正予算（第12号）） -----	6 頁
○議案第 1 号 長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 -----	7 頁
○議案第 2 号 長万部町介護保険条例の一部を改正する条例 -----	8 頁
○議案第 3 号 工事委託契約の締結について （長万部町公共下水道根幹的施設の建設工事） -----	9 頁
○議案第 4 号 財産の取得について （ホイールローダー装着用草刈装置） -----	10 頁
○報告第 1 号 令和 3 年度長万部町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について ---	11 頁
○閉 会 宣 告 -----	12 頁

令和4年第3回長万部町議会臨時会（第1日目）

◎招集年月日 令和 4年 5月13日（金）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開議日時 令和 4年 5月13日（金） 午前10時00分

◎応招議員（10名）

1番	村川 毅	6番	橋本 收司
2番	辻 紀樹	7番	高森 功治
3番	高橋 克英	8番	北川 佳嗣
4番	大谷 敏弥	9番	柏倉 恵里子
5番	長崎 厚	10番	辻 義雄

◎不応招議員 なし

◎出席議員 応招議員に同じ

◎欠席議員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木幡 正志	町 民 課 長	佐藤 剛
副 町 長	佐藤 英代	税 務 課 長	本前 武広
総 務 課 長	佐藤 久	保 険 福 祉 課 長	岡部 忠
新 幹 線 推 進 課 長	岸上 尚生	水 道 ガ ス 課 長	中里 博也
建 設 課 長	加藤 慶一	教 育 課 長	近藤 英隆
産 業 振 興 課 長	小川 洋	学 校 教 育 課 長	對馬 政宏

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長	増田 理恵
議 会 事 務 局 主 幹	佐々木 学
議 事 係	工藤 大智

◎議事日程

日程第 1	会議録署名議員の指名
日程第 2	会期の決定
日程第 3 承認第 1 号	専決処分の承認について (長万部町税条例等の一部を改正する条例)
日程第 4 承認第 2 号	専決処分の承認について (令和 3 年度長万部町一般会計補正予算 (第12号))
日程第 5 議案第 1 号	長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第 6 議案第 2 号	長万部町介護保険条例の一部を改正する条例
日程第 7 議案第 3 号	工事委託契約の締結について (長万部町公共下水道根幹的施設の建設工事))
日程第 8 議案第 4 号	財産の取得について (ホイールローダー装着用草刈装置)
日程第 9 報告第 1 号	令和 3 年度長万部町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について

◎開会・開議宣告・議事日程

10時00分 開会

○議長（辻義雄） ただいまの出席議員は10名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第3回長万部町議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（辻義雄） 諸般の報告を事務局長からいたします。

増田事務局長。

○議会事務局長（増田理恵） 諸般の報告をいたします。

令和4年第1回定例会において可決されました、介護職員の処遇改善に関する手続きの簡素化と対象職種の拡大を求める意見書、地方創生と感染症対策に資するデジタル化の推進を求める意見書、国民の祝日「海の日」の7月20日への固定化を求める意見書の3件の意見書につきましては、3月18日付をもって国会および内閣総理大臣ほか関係大臣にそれぞれ送付いたしました。

次に、監査委員から2月分、3月分の出納検査報告書が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、本臨時会に議案等の説明のため、あらかじめ町長、教育長ならびに委任または嘱託を受けた説明員の出席を求めています。以上であります。

○議長（辻義雄） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（辻義雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番辻紀樹議員、9番柏倉議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（辻義雄） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日としたいと思いますがこれにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎承認第1号 専決処分の承認について

（長万部町税条例等の一部を改正する条例）

○議長（辻義雄） 日程第3、承認第1号専決処分の承認について（長万部町税条例等の一部を改正する条例）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前税務課長。

○税務課長（本前武広） ただいま上程されました、承認第1号専決処分の承認について、その内容をご説明いたします。

この専決処分は、長万部町税条例等の一部を改正する条例であります。地方税法等の一部を改正する法律が令和4年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日付で専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

今回の改正は、町民税、固定資産税に係る規定の整備、その他、税制改正に伴う条文整備や、文言の整理等を行うものであります。

議案には、1頁から18頁までの新旧対照表と、1頁から4頁までの一部改正の概要を添付しております。

改正内容につきましては、新旧対照表と一部改正の概要を合わせてご覧ください。

新旧対照表および一部改正の概要の1頁をご覧ください。はじめに第1条関係による改正について、ご説明いたします。

第18条の4は、納税証明書の交付手数料で、納税証明書の記載事項について、法律改正にあわせて整備するものであります。

1頁から2頁、第33条は所得割の課税標準で、特定配当等に係る所得および特定株式等譲渡所得金額に係る所得の、総合課税または分離課税適用に係る規定の整備であります。

2頁から3頁、第34条の7は寄附金税額控除で、平成26年度からの経過措置終了に伴う規定の整備であります。

3頁、第34条の9は、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除で、総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除に係る規定の整備であります。

3頁から5頁、第36条の2は町民税の申告で、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定の整備であります。

5頁、第36条の3は法律改正にあわせた規定の整備であります。

5頁から6頁、第36条の3の2は個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書で、法律改正にあわせて、扶養親族申告書の記載事項に配偶者の氏名を追加するものであります。

6頁から7頁、第36条の3の3は個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書で、一定の配偶者および16歳超の扶養親族を有する者についての提出義務の追加、および記載事項に配偶者の氏名を追加するものであります。

概要の2頁、新旧対照表は7頁、第48条は法人の町民税の申告納付で、法律改正にあわせた規定の整備であります。

8頁、第73条の2は固定資産課税台帳の閲覧の手数料で、固定資産課税台帳の閲覧に供する記載事項の整備であります。

8頁、第73条の3は、固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料で、固定資産課税台帳に記載されている証明事項の整備であります。

附則第7条の3の2は、法律改正にあわせた住宅借入金等特別税額控除の延長・見直しであります。

9 頁から 10 頁、附則第 10 条の 2 は、法附則第 15 条第 2 項第 5 号等の条例で定める割合で、法律改正にあわせた規定の整備であります。

10 頁から 11 頁、附則第 10 条の 3 は、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告で、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う整備であります。

11 頁から 12 頁、附則第 12 条は、宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例で、令和 4 年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇率を見直す規定の整備であります。

12 頁から 13 頁、附則第 16 条の 3 は、上場株式等に係る配当所得等に係る町民税の課税の特例で、申告分離課税を、所得税での適用がある場合に限り適用する規定の整備であります。

概要の 3 頁、新旧対照表は 13 頁、附則第 17 条の 2 は、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例で、引用条項の削除に伴う規定の整備であります。

13 頁から 14 頁、附則第 20 条の 2 は、特例適用利子等および特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例で、申告方式の選択に係る規定の整備であります。

14 頁から 15 頁、附則第 20 条の 3 は、条約適用利子等および条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例で、申告方式の選択に係る規定の整備であります。

15 頁から 16 頁、附則第 26 条は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例で、住宅借入金等税額控除の延長・見直しに伴う規定の整備であります。

次に、第 2 条関係による改正についてご説明いたします。概要の 4 頁、新旧対照表の 17 頁は、令和 3 年条例第 7 号の一部改正で、扶養親族申告書の改正に伴う規定および町民税に関する経過措置に係る規定の整備であります。

17 頁から 18 頁、附則第 1 条は施行期日で、この条例は令和 4 年 4 月 1 日から施行し、各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するという規定であります。

18 頁、附則第 2 条から附則第 4 条は、納税証明書、町民税、固定資産税に係る経過措置をそれぞれ規定するものであります。

以上がただいま上程されました、承認第 1 号長万部町税条例等の一部を改正する条例の内容であります。ご承認のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本件は承認することに決定いたしました。

◎承認第２号 専決処分の承認について

(令和３年度長万部町一般会計補正予算（第１２号）)

○議長（辻義雄） 日程第４、承認第２号専決処分の承認について（令和３年度長万部町一般会計補正予算（第１２号））の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、承認第２号専決処分の承認について、その内容をご説明いたします。

この専決処分は、令和３年度長万部町一般会計補正予算（第１２号）であります。地方自治法第１７９条第１項の規定により、令和４年３月３１日付で専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により議会の承認をお願いするものであります。

専決処分いたしました補正予算（第１２号）は、本年第１回町議会定例会の、一般会計補正予算（第１０号）の説明の中で、譲与税等の決定は例年どおり年度末となる見込みのため、専決処分をせざるを得ないこと、また、子育て世帯臨時特別給付金および非課税世帯等臨時特別給付金につきましては、申請期間が年度をまたぐことから、繰越明許の追加について専決処分に対応する旨ご説明しておりましたが、このたび最終決定等がありましたので専決処分をいたしました。

今回の補正額は、歳入歳出にそれぞれ１億７,１５９万１,０００円を追加し、補正後の予算総額を６３億８,６５２万円とするものであります。

内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳入からご説明いたします。

地方譲与税は３１５万５,０００円の追加で、内訳は、地方揮発油譲与税が３６万７,０００円の追加、自動車重量譲与税が２７９万５,０００円の追加、森林環境譲与税が７,０００円の減額であります。

利子割交付金は１４万７,０００円の減額、配当割交付金は７６万８,０００円の追加、株式等譲渡所得割交付金は１１２万７,０００円の追加、法人事業税交付金は１８０万円の追加、地方消費税交付金は３,４８４万３,０００円の追加、環境性能割交付金は４６万２,０００円の追加、地方特例交付金の新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金は３５８万２,０００円の追加、地方交付税の特別交付税は１億３,７２０万４,０００円の追加、交通安全対策特別交付金は１１万１,０００円の追加で、それぞれ交付額確定によるものであります。

２頁をご覧ください。国庫支出金は１,１３２万３,０００円の減額で、内訳は、総務費国庫補助金、地方創生事業が３,２３１万８,０００円の減額で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の事業実績減による減額、民生費国庫補助金、地域女性活躍推進交付金が６７万５,０００円の追加、土木費国庫補助金、除雪事業が２,０３２万円の追加であります。

道支出金は９,０００円の追加で、内訳は、民生費道補助金、援護事務費交付金が８,０００円の追加、民生費道委託金、地域児童福祉事業が１,０００円の追加であります。

１頁にお戻りください。次に歳出についてご説明いたします。総務費、一般管理費、積立金は１億７,１５９万８,０００円の追加で、今回の補正で生じた財源を後年度以降の財源調整のため、財政調整基金に積み立てするものであります。この積み立てをしたあとの、令和３年度末、当基金残高見込額は１０億３,０３６万３,０００円となります。

農林水産業費、林業総務費、積立金は７,０００円の減額で、森林環境譲与税の譲与額確定に伴

う減額であります。

次に、補正予算書の4頁をご覧ください。第2表は、繰越明許費補正の追加であります。款、民生費、項、社会福祉費、事業名、非課税世帯等臨時特別給付金給付事業、金額は525万円以内、款、民生費、項、児童福祉費、事業名、子育て世帯臨時特別給付金給付事業、金額は30万5,000円以内のふたつの事業の追加で、申請期間が年度をまたぐことから令和4年度に繰越して使用するというものであります。

以上がただいま上程されました、令和3年度長万部町一般会計補正予算（第12号）の内容であります。よろしくご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。5頁から9頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に4頁をご覧ください。第2表繰越明許費補正を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件は承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本件承認することに決定いたしました。

◎議案第1号 長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第5、議案第1号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

本前税務課長。

○税務課長（本前武広） ただいま上程されました、議案第1号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る国民健康保険税について、その減免対象を令和5年3月31日までの間に納期限が設定されている、令和4年度分の国民健康保険税まで延長するため、条例の一部を改めるものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

附則第14項中「から令和3年度分まで」を「から令和4年度分まで」に、「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改めます。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものであります。

なお、この減免に要する費用につきましては、国の財政支援の対象となる見込みであります。

以上がただいま上程されました、議案第1号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を裁決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 長万部町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（辻義雄） 日程第6、議案第2号長万部町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

岡部保健福祉課長。

○保険福祉課長（岡部忠） ただいま上程されました、議案第2号長万部町介護保険条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、消費税を財源とした公費投入による第1段階から第3段階の保険料の減額賦課を、令和5年度まで実施するとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免を、令和3年度に引き続き令和4年度においても実施することから、減免の対象となる保険料の納期限を延長するための改正であります。

改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後、右欄が改正前、下線部分が改正する内容であります。

第5条は保険料率で、第3項から第5項までの規定中「3年度」の次に「から令和5年度まで」を加えるものであります。これは、消費税を財源とした公費投入により、令和3年度において第1段階3万6,000円を2万1,600円に、第2段階5万4,000円を3万6,000円に、第3段階5万4,000円を5万400円に減額賦課しているものを、第8期介護事業計画期間の令和5年度までとするものであります。

附則第10条は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免で、第1項中「令和4年3月31日」を「令和5年3月31日」に改めるものであります。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免を、令和3年度に引き続き令和4年度においても実施するため、減免の対象となる保険料の納期限を令和5年3月31日までと延長するものであります。

2頁をご覧ください。附則として、この条例は公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。というものであります。

以上がただいま上程されました、議案第2号長万部町介護保険条例の一部を改正する条例についての内容であります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 3 号 工事委託契約の締結について
（長万部町公共下水道根幹的施設の建設工事）

○議長（辻義雄） 日程第 7、議案第 3 号工事委託契約の締結について（長万部町公共下水道根幹的施設の建設工事）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいま上程されました、議案第 3 号工事委託契約の締結につきまして、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの協定締結につきましては、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 5 号および議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、契約額が 5,000 万円以上となるため、契約締結上必要な議会の議決を求めるものでございます。

目的内容につきましては、議案の中の表で示してありますとおり、長万部町公共下水道根幹的施設の建設工事でございます。

工事概要につきましては、工事場所は字旭浜 4 番地 8 の長万部終末処理場内でございます。

工事内容につきましては、流入渠・汚泥濃縮施設の土木更新工事一式、汚泥脱水施設の機械設備更新工事一式、監視制御・受変電・水処理運転操作・汚泥処理運転操作施設の電気設備更新工事一式でございます。

契約金額につきましては 6 億 4,200 万円で、うち令和 4 年度の事業費は 1 億 5,200 万円、残りの 4 億 9,000 万円は令和 5 年度の債務負担行為額となっており、建設工事の完成期限は、令和 6 年 3 月 29 日までとなっております。

契約の相手方は、東京都文京区湯島二丁目 31 番 27 号、日本下水道事業団、理事長森岡泰裕でございます。なお、本年 4 月 1 日付で、地方公共団体からの下水道施設建設工事委託要請書を提出し、4 月 14 日に仮協定を締結してございます。

以上がただいま上程されました、議案第 3 号工事委託契約の締結についての提案理由とその内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

辻紀樹議員。

○議員（2 番 辻紀樹） 事業期間なんですけど、当初、委員会では 4 年ほどというお話がありましたが、2 年に、大幅に短縮されてる理由と。それともう 1 点、財源内訳がわかれば教えていただけますか。

○議長（辻義雄） 中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） ただいまのご質問にお答えをいたします。昨年の総務委員会でご説明を申し上げましたが、このストックマネジメント計画につきましては、これ第1期になりますけれども、前期と後期に分けて工事を行います。それで前期は先ほど申し上げた工程になっておりますけれども、後期は令和6年、7年で行う予定でありまして、内容につきましては外壁、建具、建築電気、発電機、計測設備等の工事を行う予定でございます。

なお、この交付金につきましては、社会資本整備総合交付金を予定しておりまして、交付率は10分の5から10分の5.5、残りの財源につきましては起債を利用して行う予定でございます。以上です。

○議長（辻義雄） 辻紀樹議員。

○議員（2番 辻紀樹） わかりました。そうすると工事期間というのは2年でなくて3年ですか。7年までということになれば、計画は4年でしたよね。2年ではないということですね。

○議長（辻義雄） 中里水道ガス課長。

○水道ガス課長（中里博也） お答えします。第1期の工事は令和4年、5年で1期。第2期工事は令和6年、7年で2期、後期の工事になります。以上です。

○議長（辻義雄） 次、質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 財産の取得について

（ホイールローダー装着用草刈装置）

○議長（辻義雄） 日程第8、議案第4号財産の取得について（ホイールローダー装着用草刈装置）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

加藤建設課長。

○建設課長（加藤慶一） ただいま上程されました、議案第4号財産の取得について、提案理由と内容をご説明いたします。

提案理由は、地方自治法第96条第1項第8号および議会の議決に付すべき契約および財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、700万円以上の財産を取得する場合は、議会の議決に付さなければならないことから提案するものであります。

議案の内容は、議案の中の表で示しておりますとおり、取得財産はホイールローダー装着用草刈装置であります。購入目的は、町道の法面や路肩などの草刈作業において、32年間使用している既存のホイールローダー装着用草刈装置が老朽化し、すでに故障時の部品供給ができなくなっているため、これを更新するものでございます。

去る4月27日、4者で入札を執行したところ、議案のとおり落札されました。取得金額は90万5,500円で、取得の相手方は、函館市昭和三丁目32番1号、函館運搬機整備株式会社、代表取締役辰宮章であります。納入期限は令和4年9月30日までであり、落札率は96.70%であります。仕様につきましては、長さが2,400ミリメートル以下、幅が2,500ミリメートル以下、作業速度が時速10キロメートル以上、刈取幅が1,600ミリメートル以下、刈取最大リーチが4,100ミリメートル以上、形式は油圧駆動円盤回転式とし、機関がフォーサイクル水冷54馬力以上で、既存草刈装置の下取りを含むものであります。

以上がただいま上程されました、議案第4号財産の取得についての内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号 令和3年度長万部町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越について

○議長（辻義雄） 日程第9、報告第1号令和3年度長万部町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についての件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、報告第1号令和3年度長万部町一般会計繰越明許費に係る歳出予算の繰越についてご説明いたします。

繰越明許費につきましては、本年3月開催の第1回町議会定例会において議決をいただいた3事業、および令和4年3月31日に専決処分した2事業を、地方自治法第213条の規定に基づき、翌年度へ繰り越して使用することをご承認を頂いておりますが、本件は、その5つの事業について調製を行ったもので、その内容についてご報告申し上げます。

令和3年度長万部町一般会計繰越明許費繰越計算書をご覧ください。款、総務費、項、戸籍住民台帳費の事業名「番号制度システム整備事業」から、款、教育費、項、中学校費の事業名「学校等における感染症対策等支援事業」までの5つの事業について、令和4年度に繰越をし、現在、それぞれ事業を進めております。

合計欄をご覧ください。翌年度繰越額は1,026万1,000円で、この財源内訳は、国庫支出金が993万4,000円、一般財源が32万7,000円となる見込みであります。

以上、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（辻義雄） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

以上をもって本件の報告を終結いたします。

◎閉会宣告

○議長（辻義雄） 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。
これで令和４年第３回長万部町議会臨時会を閉会いたします。どうもご苦労様でした。

１０時３５分 閉会
